

航空機の変更登録申請に必要な書類

①航空機変更登録申請書（所有者の申請）

～航空法第7条、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

※基本的には印鑑証明書のご提出をお願いしておりますところ、運転免許証で代用される場合は両面・カラーコピーの写しのご準備をお願いいたします。

～各書類の真正性の証明～

④所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

～名義人の名前及び住所の確認（履歴が確認できるもの）～

注）所有者の氏名又は名称・住所に変更がない場合は提出不要です。また、法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

- ※1. 上記①～④は一般的な変更登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。
- ※2. 航空機の変更登録（定置場の変更を除く）を行った場合、航空機登録証明書が交付されます。航空機登録証明書は窓口での交付の他、希望する場合は郵送による交付も可能です。郵送による交付を希望する場合は、申請時に郵送用の封筒（B5サイズ以上、郵送先住所・氏名等を記載済み・切手貼付済みのもの）をご用意ください。
- ※3. 旧航空機登録証明書は速やかに返納してください。
- ※4. 航空法の規定により、航空機の所有者は変更の事由があった日から15日以内に申請しなければならぬとされています。期限内の手続きをお願いします。
- ※5. 電子申請される場合、申請書はe-Govの様式に入力してください。発行者の電子署名のない書類や住民票や登録免許税の領収証書等の電子署名ができない書類は、航空機登録担当宛にご郵送ください。電子署名の電子証明書については、e-Govにて使用可能なものである必要があります。なお、②委任状の電子署名の電子証明書は、申請時点において有効である必要がありますが、③以降の書類にされた電子署名の電子証明書については、その情報に電子署名を行った時点で電子証明書が存在し、有効なものであれば差し支えありません。
- ※6. 航空機登録証明書及び航空機登録原簿へ記載される所有者名につきまして、旧姓の併記を希望される場合は、旧姓が併記された本人確認書類（住民票、印鑑証明書、運転免許証の写し等）をご提出ください。

注) 登録免許税について

登録免許税は、1機につき6,000円

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線 48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、
2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)